



うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）

令和8年度～令和12年度

令和8年4月
福岡県うきは市

目次

1 基本的な事項	4
(1) うきは市浮羽地域の概況	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) うきは市の行財政の状況	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	13
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
3 産業の振興	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	19
(3) 計画	21
(4) 産業振興促進事項	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
4 地域における情報化	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 計画	24
5 交通施設の整備、交通手段の確保	25
(1) 現況と問題点	25

(2) その対策	26
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
6 生活環境の整備	28
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	30
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
8 医療の確保	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計画	37
9 教育の振興	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	39
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
10 集落の整備	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 計画	44

11 地域文化の振興等	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
12 再生可能エネルギーの利用の推進	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	47
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	49

1 基本的な事項

(1) うきは市浮羽地域の概況

(i) うきは市

本市は、福岡県の南東部に位置し、北は朝倉市、西は久留米市、南は八女市、東は大分県日田市に接しています。福岡市から南東へ約 60 km、久留米市から東に約 30 kmの位置にあり、市の東端は大分県に接しています。

地形的には、南部に耳納連山を有し、北部は「筑紫次郎」と称される筑後川と接しています。また、耳納連山を源流とする巨瀬川、隈上川等が市内部を流れ、筑後川に注ぎ込んでいます。

地形構造は、北から順に、筑後川の左岸に広がる「平坦部」、耳納連山の丘陵地帯である「山麓部」、耳納連山に属する「山間部」に区分されます。平坦部は市街地と肥沃な水田地帯が広がり、山麓部には果樹地帯が形成され、山間部は棚田等を含む森林となっています。

面積は、東西 13 km、南北 11.8 km、総面積が 117.46 km²で、地目別にみると、耕地 25.50 km²、宅地 8.33 km²、森林 59.13 km²となっており、約 72%が森林や耕地といった自然豊かな地域となっています。

気候は、太平洋岸気候区に属しており、朝倉地域気象観測所によると年平均気温は 15.9℃、年間降水量は 1953.0 mm、年平均風速は 1.2m/s と日本でも有数の微風地帯となっています。

江戸時代に当時の庄屋の発願によって大石用水や袋野用水が開削されたことで、本地域では米作・麦作等の農業が盛んになり、水車を使った精米や製粉が行われてきたことから、製麺などの水を活かした産業が発達しました。

現在は高速道路が進展したことで、大分自動車道の朝倉 IC や杷木 IC から福岡市へ 1 時間以内で到達でき、フルーツやスイーツのまちとして観光やビジネスなど様々な分野で経済効果が期待されています。

(ii) 浮羽地域

浮羽地域は、うきは市の東部に位置し、大分県日田市と接しています。明治時代は 14 か村でしたが、明治 22 年に合併し、浮羽村、椿子村、姫治村、山春村、大石村の 5 か村となりました。昭和 4 年に浮羽村と椿子村が合併して御幸村となり、昭和 26 年に町制を施行した御幸町が 3 か村を編入して浮羽町となりました。平成 17 年には吉井町と合併し、うきは市浮羽町となっています。

浮羽地域は、合所と藤波の 2 つのダムを有する水に恵まれた地域であり、昭和 60 年に清水寺の清水湧水が「名水百選」に、平成 7 年に巨瀬川の源流域が「水源の森百選」に、平成 11 年に新川の葛籠（つづら）地区が「棚田百選」に、平成 18 年に大石用水が「疎水百選」に、平成 24 年に新川田籠地区が国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。また、浮羽地域の山間部を中心に市全域が森林セラピー基地にも認定されています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(i) うきは市

うきは市全体の総人口は、昭和 30 年の 42,675 人をピークに減少傾向を示しています。昭和 50 年から昭和 60 年頃にいったん微増しましたが、その後は減少傾向に転じ、平成 27 年の国勢調査によると 29,509 人と 3 万人を下回りました。

年齢 3 区分別人口をみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向にある一方で、老年人口（65 歳以上）は増加を続けており、少子高齢化の傾向が拡大しています。本市の女性の合計特殊出生率は、平成 25～29 年で 1.65 であり、現状の人口置換水準（現状の人口を維持するための出生率）である 2.07 を下回っていることや、年少人口に代表される若年層の少なさを勘案すると、今後も依然として人口減少が続くことが予想されます。内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」に準拠して行った将来推計によれば、本市の人口は、2040 年に 20,717 人、2060 年に 14,085 人まで減少するとされています。国の長期ビジョンを勘案しつつ、適切に人口減少対策を進めることで自然動態と社会動態を改善し、持続可能な人口規模を確保する必要があります。

令和 2 年の国勢調査における産業別人口では、第 2 次産業の製造業（18.1%）が最も就業者数が多く、次いで農業・林業（15.7%）、医療・福祉（15.2%）、卸売業・小売業（13.8%）となっていますが、産業別の就業者比率を全国と比較すると、第 1 次産業の農業・林業が全国の 3.0%と比べて相対的に高く、本市の基幹産業と言えます。特に、1 年中様々な品種が栽培されている果実は、本市の農業産出額に占める割合が高くなっており、「フルーツ王国うきは」と呼ばれる礎となっています。また、花きやその他耕種の割合も高くなっており、花きはカーネーションなど生花の栽培が盛んであること、その他耕種は二毛作の裏作として小麦が栽培されていることなどが背景として考えられます。

また、経済センサス調査における産業別事業所数の割合を見ると、第 3 次産業の占める役割が高く、全国や福岡県と同様の傾向が見られます。一方で、従業者数の割合を見ると、建設業と製造業の割合が高くなっており、建設業は公共事業を中心とした土木工事や建設工事がうきは市の雇用を支える上で重要な役割を果たしているものと考えられ、製造業は企業誘致による大規模な工場の立地が起因していると考えられます。

福岡県企業局が久留米市東部及びうきは市西部に整備した「久留米・うきは工業団地」は、うきは市区画の約 12ha を含めた約 33ha の面積が 2019 年から分譲開始され、7 つの企業が進出して完売しています。さらに、うきは市西部に新たな工業用地が整備されて 2029 年度を目途に分譲開始される予定で、今後も製造業の割合が高まることが予想されます。

(ii) 浮羽地域

浮羽地域の人口は、昭和 30 年に 21,864 人でしたが、昭和 30～50 年にかけて人口減少が進み、2 万人を下回りました。昭和 55～60 年にかけていったん増加に転じましたが、平成に入り、景気の拡大の影響等、様々な要因により都市部へヒトの流れが拡大したことから、平成 2 年以降も人口減少が進んでいます。令和 2 年の国勢調査では 12,784 人となり、昭和

50年から45年間の減少率は△31.5%で、各期間の減少率は昭和35～50年で△9.6%、昭和50～平成2年で△1.7%、平成2～17年で△13.3%、平成17～令和2年で△19.6%となっています。

当地域の産業構造は、産業別就業比率が昭和50年で第1次産業33.1%、第2次産業33.9%、第3次産業32.9%とほぼ1/3ずつでしたが、平成27年には第1次産業が18.2%、第2次産業が27.3%、第3次産業が54.5%となっており、第1次産業の割合が低下する一方で、第3次産業の割合が増加しています。

第1次産業である農業は、耳納山麓部の流川地区から大野原台地の山春地区にかけて、ぶどう、桃、なし、かき、いちごなど1年を通して果樹の栽培が盛んであり、多くの生産者が農産物を出荷しています。平成12年4月にオープンした道の駅うきはをはじめ、観光農園やスイーツ店舗等、観光客に人気のある直売所が点在しており、本地域の第1次産業を支えています。

また、産業大分類（19区分）別に見ると、全就業者数の中でも製造業の割合が高くなっています。浮羽地域の平坦部には、昭和から平成にかけて整備した浮羽工業団地、古川工業団地、三春工業団地の3つの工業団地があり、製造業等の5社が進出しています。市内には製材所等、木材関連の事業所も多く、製造業の割合が高い要因となっています。

今後も浮羽地域の地域資源を活かした持続可能な地域社会の形成と産業の振興を図る必要があります。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

うきは市

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 40,428	人 36,487	% △ 9.7	人 35,910	% △ 1.6	人 32,902	% △ 8.4	人 27,981	% △ 15.0
0歳～14歳	13,312	8,412	△ 36.8	7,215	△ 14.2	4,677	△ 35.2	3,475	△ 25.7
15～64歳	24,094	23,786	△ 1.3	22,755	△ 4.3	19,821	△ 12.9	14,435	△ 27.2
うち15～29歳(a)	9,604	8,158	△ 15.1	6,093	△ 25.3	5,152	△ 15.4	4,454	△ 13.5
65歳以上(b)	3,022	4,289	41.9	5,939	38.5	8,404	41.5	10,071	19.8
(a)/総数 若年者比率	% 23.8	% 22.4	-	% 17.0	-	% 15.7	-	% 15.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 0.1	% 11.8	-	% 16.5	-	% 25.5	-	% 36.0	-

浮羽地域

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,634	人 18,663	% △ 9.6	人 18,342	% △ 1.7	人 15,907	% △ 13.3	人 12,785	% △ 19.6
0歳～14歳	7,055	4,409	△ 37.5	3,738	△ 15.2	2,152	△ 42.4	1,392	△ 35.3
15～64歳	12,040	12,109	0.6	11,584	△ 4.3	9,530	△ 17.7	6,215	△ 34.8
うち15～29歳(a)	4,764	4,197	△ 11.9	3,107	△ 26.0	2,435	△ 21.6	1,222	△ 49.8
65歳以上(b)	1,539	2,145	39.4	3,019	40.7	4,225	39.9	5,178	22.6
(a)/総数 若年者比率	% 23.1	% 22.5	-	% 16.9	-	% 15.3	-	% 9.6	-
(b)/総数 高齢者比率	% 0.1	% 11.5	-	% 16.5	-	% 26.6	-	% 40.5	-

総数には、年齢不詳を含みます。

表1-1 (2) 人口の見通し (第3期うきは市総合戦略 人口ビジョン)

区分	2025年		2030年		2040年		2050年		2060年	
	推計	構成比	推計	構成比	推計	構成比	推計	構成比	推計	構成比
総数	人 26,209	% -	人 24,375	% -	人 20,717	% -	人 17,235	% -	人 14,085	% -
老年人口	10,039	38.3	9,739	40.0	9,101	43.9	8,282	48.1	6,972	49.5
生産年齢人口	13,208	50.4	12,232	50.2	9,745	47.0	7,405	43.0	5,930	42.1
年少人口	2,962	11.3	2,404	9.9	1,871	9.0	1,548	9.0	1,183	8.4

令和5年社人研推計準拠

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

うきは市

区分	昭和50年	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,312	人 18,266	% △ 0.3	人 17,815	% △ 2.5	人 17,770	% △ 0.3	人 17,768	% △ 0.0
第1次産業 就業比率	% 30.3	% 26.3	-	% 24.5	-	% 20.9	-	% 18.5	-
第2次産業 就業比率	% 32.3	% 33.0	-	% 33.2	-	% 33.9	-	% 33.7	-
第3次産業 就業比率	% 37.5	% 40.7	-	% 42.3	-	% 45.2	-	% 47.8	-

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,051	% △ 4.0	人 16,371	% △ 4.0	人 15,530	% △ 5.1	人 14,625	% △ 5.8	人 13,570	% △ 7.2
第1次産業 就業比率	% 17.6	-	% 17.6	-	% 15.5	-	% 15.5	-	% 15.7%	-
第2次産業 就業比率	% 31.1	-	% 28.5	-	% 25.9	-	% 26.6	-	% 27.1%	-
第3次産業 就業比率	% 51.3	-	% 53.9	-	% 58.7	-	% 57.9	-	% 57.2%	-

浮羽地域

区分	昭和50年	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,513	人 9,341	% △ 1.8	人 9,218	% △ 1.3	人 9,256	% 0.4	人 9,099	% △ 1.7
第1次産業 就業比率	% 33.1	% 28.3	-	% 26.2	-	% 22.5	-	% 20.7	-
第2次産業 就業比率	% 33.9	% 35.8	-	% 35.5	-	% 36.9	-	% 35.8	-
第3次産業 就業比率	% 32.9	% 35.9	-	% 38.3	-	% 40.6	-	% 43.5	-

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,569	% △ 5.8	人 8,065	% △ 5.9	人 7,319	% △ 9.2	人 6,828	% △ 6.7	人 6,337	% △ 7.2
第1次産業 就業比率	% 19.0	-	% 20.1	-	% 18.2	-	% 18.2	-	% 18.8	-
第2次産業 就業比率	% 34.1	-	% 29.7	-	% 26.6	-	% 27.3	-	% 27.3	-
第3次産業 就業比率	% 47.0	-	% 50.2	-	% 55.2	-	% 54.5	-	% 53.9	-

(3) うきは市の行財政の状況

令和6年度普通会計決算は、歳入総額 183 億 7225 万円で、前年度の歳入総額 184 億 154 万円に対し、2929 万円（△0.2%）の減となっています。実質収支は 6 億 3413 万円の黒字となっており、前年度実質収支 5 億 8033 万円を差し引くと単年度収支は 5380 万円の黒字となり、これに積立金を加えて、積立金取崩し額を差し引くと、実質単年度収支は 1 億 1682 万円の黒字です。

本市の財政状況は、市税等の自主財源が乏しく、国や県からの地方交付税や補助金等に依存する状況にあります。財政力指数は 0.3 から 0.4 程度で推移しており、自主財源の確保が課題です。経常収支比率は令和元年度の 91.7%から令和 6 年度は 85.6%と改善しましたが、扶助費や公債費等、義務的経費の増加は避けられない状況です。

今後も人口減少が進展することから税収減が予想され、施設の老朽化も避けられないため、一層の財政の効率化が求められます。

表 1-2 (1) うきは市の財政の状況 (千円)

区分	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
歳入総額 A	16,452,348	16,813,469	18,372,255
一般財源	9,638,941	8,912,807	10,036,056
国庫支出金	2,021,657	2,225,737	2,927,966
都道府県支出金	1,295,217	1,536,048	1,357,190
地方債	1,248,299	1,682,839	1,115,191
うち過疎対策事業債	0	0	222,500
その他	2,248,234	2,456,038	2,935,852
歳出総額 B	15,429,844	16,425,475	17,529,471
義務的経費	6,319,617	6,490,939	7,785,819
投資的経費	2,252,092	3,061,276	1,999,257
うち普通建設事業	1,951,194	2,892,848	1,095,865
その他	6,858,135	6,873,260	7,744,395
過疎対策事業費	0	0	307,343
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,022,504	387,994	842,784
翌年度へ繰越すべき財源 D	206,402	73,717	208,647
実質収支 C-D	816,102	314,277	634,137
財政力指数	0.37	0.38	0.38
公債費負担比率 (%)	14.2	14.7	11.2
実質公債費比率 (%)	9.5	10.6	6.4
経常収支比率 (%)	88.6	91.7	85.6
将来負担比率 (%)	-	-	-
地方債現在高	13,700,867	12,663,097	10,614,465

表1-2(2) うきは市の主要公共施設等の整備状況

区分	うきは市				
	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和6年度末
市町村道					
改良率 (%)	39.7	51.3	59.1	60.5	61.0
舗装率 (%)	51.8	47.2	69.6	71.3	71.7
農道					
延長 (m)			8,518	8,518	8,895
林道					
延長 (m)			70,494	71,005	71,005
水道普及率 (%)	10.7	9.3	10.0	10.0	9.4
水洗化率 (%)	0.0	0.0	52.4	79.7	84.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	15.7	16.4	14.7	14.6	14.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

うきは市では浮羽地域が過疎指定を受けましたが、本地域の持続的発展に関し、市全体で取り組み、諸施策を総合的かつ計画的に推進することによって、「持続的な地域社会の形成」と「地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上」を目指します。

そのため、うきは市の地方版総合戦略において、以下の4つの基本方針によりプロジェクトや関連する具体的な施策、事業の展開を図ることとしていることから、本計画においても以下の4つを基本方針と定めます。

- ① 地域のでつくる・稼ぐ うきは
- ② 人と地域がつながり続ける うきは
- ③ こどもを真ん中に育て合う うきは
- ④ しなやかで持続可能な うきは

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づく(7)の計画期間内に達成すべき基本目標として、持続可能な人口に関する目標を設定します。第3期うきは市総合戦略では、2030年(令和12)年10月1日時点のうきは市全体の目標人口を24,845人としていることから、浮羽地域の目標人口は、市全体に占める浮羽地域の人口率である44.9%(令和7年7月住基ベース)を目標人口に乗じた次の指標とします。

持続可能な人口目標として、令和12年の浮羽地域の人口11,160人を目指します。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度又は隔年度に浮羽地域の各自治協議会に対し、事業の進捗と基本目標の達成状況の確認を行い、各自治協議会等の意見を適宜反映し、柔軟に施策の見直しを行います。併せて議会への報告についても、過疎対策事業債を充てた事業をまとめて報告を行います。

(7) 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年に策定したうきは市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方を「点検・診断」、「維持管理・修繕・更新」、「安全確保」、「耐震化」、「長寿命化」、「統合や廃止」、「総合的かつ計画的な管理」の7項目で位置づけて方針を定めています。本計画に記載された公共施設等の整備については、計画期間満了に伴う改訂後の総合管理計画及び個別施設計画を含め、全て上記の基本的な考え方に適合するものです。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

(i) 移住・定住

うきは市では、平成 21 年に定住促進条例を施行し、移住・定住の取組を進めてきました。新築や中古の物件を取得しようとする転入者へ最大 100 万円を助成する制度があり、一定の成果を挙げましたが、賃貸借物件を希望する方が多くなったことから、平成 25 年度より移住の受皿となる空き家バンク制度を設立して運営するとともに、空き家リフォーム補助金の運用を開始しました。空き家が一定解消されることで、周辺世帯への樹木等の越境防止や不審火対策のほか、家屋倒壊等を未然に防止する効果もありました。

平成 27 年度より第 2 次安倍政権で掲げられた、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした地方創生の取組においても移住・定住策をさらに推進しています。

その結果、平成 26 年度は 0～50 歳未満の全ての世代で転出超過でしたが、平成 29 年度は 30 歳代と 15 歳未満が転入超過となり、県外からの I ターン者は平成 27 年度以降、35 人、46 人、68 人、73 人、69 人、73 人と増加傾向を示しています。

一方で、移住者は増加しているものの、転出者も多くなっており、平成 30 年度は一転して 45 歳未満の全ての世代で転出超過に転じました。とりわけ中核市として隣接する久留米市への転出超過が続いており、久留米市をはじめ勤務場所により近い場所へ住まいを構える傾向が見られます。今後は雇用や仕事などの面で総合的な対策を講じながら、職場と住まいをセットにした施策等を展開し、移住者や市内在住者に対して訴求する取組が求められます。

(ii) 地域間交流

うきは市では、今後の定住人口の減少傾向を見据えて交流人口や関係人口による関係構築にも取り組んでいます。うきは市に好感触を抱いてもらい、一般観光客との関係性を超える真のうきはのファンとなって応援いただく「UKIHA FAN CLUB」を創設し、個人や企業に入会いただいています。令和 3 年 1 月時点で約 500 名の会員登録がされ、うきは市や地域 DMO である一般社団法人うきは観光みらいづくり公社が開催するイベント等で交流を深めています。今後もうきはに関わっていただける取組が必要です。また、コロナ禍を経て再び国外から訪れるインバウンド（訪日外国人観光客）数が増加しており、国外を含めた新たな交流が求められています。我が国で働く外国人労働者数も増加傾向で推移しており、本市においてもグローバル化に対応し得る地域社会の形成を図り、外国人を含めた市民が交流を深め、お互いのことを理解し、認め合うことが必要です。

(iii) 人材育成

地方版総合戦略の策定や地方創生の取組を検証する「うきは市ルネッサンス戦略推進協議会」において、うきは市の小中学校児童生徒の自尊感情が低いことから対応を必要とする意見や、将来の進学先を考慮して教育環境が整っている久留米市に転出する人が多い点が、特に子育て世代の女性委員から指摘されています。長期的な市の地域経営を考えると、将来の

うきはを支える人材を内発的に育成し、子育て世代の人々が安心して住み続けられることが重要です。

また、これからの地域社会で住み続けられるためには、男女共同参画やLGBTQといった性の多様性など、あらゆる人がその人らしく生きる権利に対する市民の意識改革が必要となっています。性別による固定的な役割分担意識や慣行、慣習等にとらわれず、全ての人が自らの意志で多様な生き方を実現できる社会を目指していく必要があります。

(2) その対策

(i) 移住・定住

- ・移住フェアへの出展やSNS等を通じて市の魅力を伝え、移住のきっかけ作りに取り組みます。
- ・移住者を呼び込み、定住を促進するため、子育て世帯等マイホーム取得支援補助金や従業員への家賃補助支援補助金、雇用支援補助金、空き家リフォーム補助金等を交付します。
- ・人口減少の著しい山村地域への移住者を増やし、耕作放棄地を解消するため、農地基盤整備への補助を推進します。

(ii) 地域間交流

- ・移住者を含む「定住人口」や観光で訪れる「交流人口」とともに、地域と多様に関わる「関係人口」を交えた人々の交流を深めます。
- ・棚田オーナー制度を始めとするつづら棚田の保全や森林セラピー活動を継続し、来訪者が地元農家やつづら棚田を守る会、棚田まなび隊、癒しの旅先案内人協会等の市民と交流する場を創出します。
- ・他地域との交流を継続し、地域間連携を図るとともに、外国人を含む市民が安全で安心して暮らし、地域の一員として生活できる多文化共生社会づくりを目指して国際理解教育の推進や外国人との交流に取り組みます。

(iii) 人材育成

- ・令和元年10月に設置した、子育て世代包括支援センター（うきくる）において、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する体制を構築し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりや子育て支援を推進します。
- ・老朽化している子育て関連施設の建替え等を着実に実施し、安全安心な子育て環境の整備に努めます。
- ・「地域子育て支援拠点事業」において子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感や負担感の解消を図るとともに、子育て家庭を地域で支える取組の拡充や継続的な実施に努めます。
- ・こどもたちや女性、地域住民等が体験活動や地域活動を行い、関わりながらたくましく生きる力を身に付ける活動を支援します。
- ・男女共同参画意識の向上に向けた各種事業に取り組みます。

設定目標	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
年間移住相談件数	10件	15件

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 地域間交流	山村地域整備事業	うきは市自治会		
		つづら棚田交流センター改修事業	うきは市		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	過疎集落等自立再生対策事業	任意団体		
		空き家リフォーム補助事業	うきは市		
		Uターン実家等改修補助金	うきは市		
		子育て世帯等マイホーム取得支援補助事業	うきは市		
		従業員への家賃補助支援補助事業	うきは市		
		雇用支援補助事業	うきは市		
		地域間交流	森林セラピー関係人口強化事業	うきは市	
			棚田活用関係人口プロジェクト事業	うきは市	
			つづら棚田交流センター管理事業	うきは市	
		人材育成	彼岸花めぐり補助事業	任意団体	
	浮羽まるごと博物館協議会運営補助事業		任意団体		
	壱岐島自然体験事業		うきは市		
	男女共同参画推進事業		うきは市		
	その他	山村地域振興事業	うきは市自治会		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画では、施設類型ごとに管理に関する基本方針をまとめています。つづら棚田交流センターについてはうきは市地域振興関連施設個別施設計画を策定して管理に関する取組内容を定めており、施設再編の考え方として「施設の適正配置を前提として、施設類型ごとのサービス圏域の実態や将来の人口予測等を踏まえた需給バランスに配慮」することとしています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、計画期間満了に伴う改訂後の総合管理計画及び個別施設計画を含め、全て上記計画の方針に適合するものです。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

(i) 農業

うきは市の耕地面積は、令和2年の農林業センサス調査で2,530ha、うち田は1,520ha、畑は1,010haとなっています。浮羽地域の平坦部は、筑後川水系の袋野堰等の用水に恵まれた地域であり、大半が田で、ほ場整備事業が完了しています。山麓部は、国営耳納山麓土地改良事業で園地造成整備が行われたことから樹園地が広がり、果樹を主力とした経営の規模拡大や安定化に取り組まれています。中山間地帯は3つの谷からなっており、傾斜地が多く耕地面積は限られていますが、稲作や果樹栽培のほか、妹川地区では茶の栽培も盛んです。

令和2年の農林業センサスによると、総農家数は1,619戸で、農業経営体数は1,103経営体となっています。作付別では、稲が629経営体と最も多く、次いで果樹が523経営体、野菜が204経営体、麦が167経営体となっています。うきは市の特徴である果樹の栽培面積の内訳は、かき409ha、ぶどう100ha、なし40ha等となっています。

近年は、自然災害や異常気象による被害が増加するとともに、高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増えています。農地の流動化を促すものの、耕作に不便な土地があることや有害鳥獣による農作物等への被害対策が課題であり、今後は守るべき農地と森林の仕分けを行うとともに、荒廃地化する前に担い手につなぐ取組が必要となっています。

また、後継者不足を受けて法人や担い手へ農地の集積が進んできており、意欲ある企業のより一層の参入の推進と経営の多角化や高度化が求められています。

表2 主副業別農家数の推移（農林業センサス）

うきは市

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農業経営体数	2,205	1,880	1,625	1,377	1,103
主業農家数	569	528	449	389	299
主業農家率	25.8%	28.1%	27.6%	28.2%	27.1%
準主業農家数	506	395	331	206	131
準主業農家率	22.9%	21.0%	20.4%	15.0%	11.9%
副業的農家数	1,130	957	845	782	673
副業的農家率	51.2%	50.9%	52.0%	56.8%	61.0%

浮羽地域

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農業経営体数	1,243	1,055	929	794	621
主業農家数	330	301	265	228	170
主業農家率	26.5%	28.5%	28.5%	28.7%	27.4%
準主業農家数	290	229	185	125	68
準主業農家率	23.3%	21.7%	19.9%	15.7%	11.0%
副業的農家数	623	525	479	441	383
副業的農家率	50.1%	49.8%	51.6%	55.5%	61.7%

主業農家とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

準主業農家とは、農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

副業的農家とは、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家

(ii) 林業

うきは市の林野面積は、5,913ha で 9 割が私有林です。スギ人工林が 2,914ha、ヒノキ人工林が 2,015ha 存在しており、人工林が森林面積の 87%を占める人工林率が極めて高い状況です。認定事業者となっている林業事業者は市内に 3 事業者存在し、その中でも浮羽森林組合がうきは市における森林整備の中心的担い手となっています。浮羽森林組合は、うきは市及び久留米市を管轄エリアとする中核組合に位置づけられており、40 歳代を中心とした 16 名の直営班員で事業を展開しています。また、森林組合の事業を請け負う 25 名の一人親方が森林整備事業や素材生産事業を実行しており、うち 10 名が木材の搬出利用まで行っています。浮羽森林組合の素材生産量は、平成 24 年度（7 月期首）の 1.1 万 m³から逐次増加しており、令和 6 年度には 3.3 万 m³となっています。森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明または市外居住者所有の森林が増えていることから、整備が不十分な森林が増加する恐れがあり、今後も適切な森林管理が求められています。

木材の流通・加工部門では、福岡県森林組合連合会として県内唯一の共販所である浮羽事業所が存在し、令和 6 年度には 6.3 万 m³の原木を取り扱っています。また、本地域は国内でも有数の木材産業集積地である日田地区に隣接しており、原木の調達が比較的容易な地域であることから、市内には製材業登録をしている事業者が 18 社存在し、福岡県内でも有数の製材事業者の集積地になっています。しかし、施設の老朽化や後継者不足から閉業する事業者が出ており、次の担い手へとつなぐ取組が必要になっています。

(iii) 企業誘致

少子高齢化や若者の流出による人口減少の進行に伴い、事業所数は減少傾向にあります。市内既存事業所の規模拡大や事業承継支援とともに、新たな産業の創出に向けて創業支援や企業誘致の取組を行うことで、産業の活性化や新たな雇用の創出を進めていく必要があります。また、公共の資産である廃校や遊休施設の活用を図りながら、活用事業者を内外から呼び込む必要があります。

(iv) 商工業

経済センサス活動調査によると、うきは市内の商工業者数は平成 26 年の 1,303 社から平成 28 年は 1,238 社と 5%の減少となり、令和 3 年は 1,176 社とさらに 5%減少しました。令和 3 年に最も多い業種は「卸売業・小売業」で 304 社、次いで「宿泊業・飲食サービス業」で 147 社、「建設業」で 131 社、「製造業」で 119 社と続いています。特筆すべきはうきは市商工会への商工業事業者の会員数で、令和 7 年 3 月 31 日現在 831 会員となっており、全国的にも高い加入率となっています。経営形態は個人の事業者の割合が高く、令和 3 年は 520 者と全体の 49.1%を占めており、福岡県の 32.3%や、近隣の久留米市の 37.6%、朝倉市の 38.6%と比較しても個人事業者の割合が高い状況です。これは、うきは市が商業型の地域であり、小売店・飲食店が比較的創業しやすい地域であることが影響していると推測できます。また、収益状況について地域経済分析システム（RESAS）で見ると、平成 28 年度のうきは市内企業は 87.8%が黒字化されており、全国平均の 83.6%や

福岡県平均の 85.0%を上回っています。

一方で、事業承継に課題を抱える小規模事業者が多く、平成 29 年 10 月にうきは市商工会が市内 60 事業所を対象に実施した「事業承継・労働力調査」によると、事業承継予定への問いに対し、「事業承継しない」が 33.3%、「考えたことがない」が 15.8%と、約半数が承継が未定であることが判明しています。事業承継しない理由では「当初より自分の代でやめる」、「こどもに継ぐ意思がない」、「事業に将来性がない」といった意見が多く、中には無償でも事業譲渡を検討しているといった事業者もいることから新たな支援が必要です。

また、現在収益状況は好調であるが、人材不足や労働力不足により今後は影響が出ることで懸念されます。事業者からは「引き合いはあるが人がいないので引き受けられない」、「人手が足りない」などの声も多いため、生産性や人材不足への対応が必要です。

(v) 観光又はレクリエーション

浮羽地域には多くの観光資源があり、環境省の国民保養温泉地域に指定された良質な泉質をもつ筑後川温泉や筑後平野を見渡せる道の駅うきは、旬のおいしいフルーツをその場で食べられる観光農園、農林水産省の棚田百選に選定されたつづら地区の棚田等、年間を通じて多くの観光客が訪れています。

本市を訪れる観光客は増加傾向にあり、平成 25 年の 191 万人に対して令和元年は 240 万人と、125%増となっています。観光客の多くが日帰り客であり、平成 29 年の福岡県観光入込み客推計調査によると 98.6%が日帰り客となっています。また、県外からの観光客数が大きく増加しており、平成 25 年の県外客は 48 万 8,000 人でしたが、平成 29 年は 78 万 2,000 人と 160%の増となっており、本市の観光客増加の要因となっています。

一方で、来訪者における観光消費額を見ると、宿泊客が少ないこともあって一人当たりの観光消費額は伸び悩んでいます。令和 2 年度に行った来訪者アンケートの結果で入場料、体験料の消費額が一人当たり 3 千円未満となっており、客単価を上昇させる余地があります。また、観光施設を結ぶ公共交通機関が弱いため、観光客の回遊性を高めて観光消費額を上昇させるとともに、リピーターの獲得を強化してうきはのファンを増やす取組が求められます。

レクリエーションの場である公園は、市民の生活に潤いをもたらすものであり、安全で安心して利用できる公園整備が必要です。浮羽地域には 5 つの公園があり、敷地の広い藤波ダム公園等がありますが、公園に対する市民の満足度が低い状況であるため、多くの市民が楽しみ、快適に利用できる公園の整備を図る必要があります。

(2) その対策

以下の各産業振興において周辺市町村や県、民間事業者等との連携に努めます。

(i) 農業

- ・農地を有効に活用していくため、荒廃地化する前に農地所有者へ適切な管理を促していくとともに、農地所有者の現況把握に努め、農地の流動化を推進していきます。

- ・県や管轄の農業協同組合等と連携し、新規就農者の育成や事業継承を含む担い手の確保に取り組むとともに、高収益型作物への転換を推進します。
- ・農業用ため池や畑地かんがい施設、農道を含めた農業用施設の維持管理や整備を進めていきます。

(ii) 林業

- ・新規林業従事者等の就業促進や技術技能の習得、林業や木材産業の労働環境改善に資する取組を支援します。
- ・整備すべき森林が増加していく一方、林業の担い手が不足しているため、引き続き担い手確保に取り組むとともに、従来の森林管理手法の効率化を図るため、ICT技術等の活用を推進します。
- ・森林環境の改善と管理向上のため、林道の整備や荒廃森林対策を進めて森林整備を促進するとともに、森林資源を守ります。

(iii) 企業誘致

- ・民間信用調査機関等の地域産業関連データの活用や、久留米広域連携中枢都市圏構成自治体等との連携を深めて、企業誘致や工業用地の造成に取り組めます。
- ・市内への企業誘致や既存企業の事業拡大に必要な用地確保を支援するため、企業誘致優遇制度について検討や見直しを行い、企業が立地しやすい環境を整備します。
- ・廃校や遊休施設の活用を見込む事業者を呼び込み、地域の活性化を図ります。

(iv) 商工業

- ・小規模事業者の事業価値を高めていく取組により、事業承継意欲の醸成を図ります。
- ・創業前後の支援の充実を図るため、創業相談窓口や創業塾、セミナー開催、アフターフォローの徹底に取り組めます。
- ・各市街地における空き家と空き店舗等の解消を図り、商店街の活性化につなげます。
- ・ポストコロナ社会における新たな価値創造に取り組む企業や事業者への支援に努めます。
- ・高齢者等への買物支援事業を通して、地域経済の活性化に取り組めます。
- ・民間企業等との連携により、デジタルテクノロジーを活用した経済活動の活性化や豊かな暮らしを目指したまちづくりに取り組めます。
- ・市内の6次産業化を進めて、農産物の有効活用や市民の所得向上に取り組めます。
- ・市内や近隣の関連事業所と連携した地元雇用対策を進めます。
- ・就労支援のための専門窓口を設置し、就職希望者のニーズに応じた就労支援を行います。
- ・若い世代が就職先を選択する場合、賃金や労働環境を重要視する傾向が高いことから、市内事業所の労働環境の改善につながる取組を支援します。
- ・市内企業を市民に知ってもらう機会を創出し、その魅力や価値の周知に努めます。
- ・定年退職した高齢者の活躍の場や、仕事と子育ての両立ができ、働きやすい環境を提供する事業者を支援します。

- ・外国人技能実習制度や特定技能制度等を活用したり、活用を検討する事業者や外国人労働者をサポートするための体制づくりに努めます。

(v) 観光又はレクリエーション

- ・ウイルス対策を行う観光イベントの実施やSNS等を活用した効果的な情報発信等に取り組むことにより、観光客の回復につなげます。
- ・多くのうきはのファンの獲得に今後も継続して取組、リピーターの増加や観光満足度の向上を図ります。
- ・観光協会が組織改変し、一般社団法人うきは観光みらいづくり公社を設立してオールうきはでの観光推進体制(DMO)を強化していることを踏まえて、各種データを分析した戦略に基づく観光を推進し、外貨を稼ぐ観光の仕組みづくりをさらに発展させます。
- ・うきは市の知名度の向上や関係人口の増加に向けた総合プロモーションとして、うきは市を舞台とした映画制作を推進し、ロケーション撮影を誘致することで地域活性化や観光振興を図ります。
- ・新しい働き方として、うきは市の宿泊事業者や店舗等と連携したワーケーションを推進し、交流人口を増やします。
- ・公園の適切な維持管理に努め、安全で安心して利用できる公園を整備します。

設定目標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
農業産出額	76.6億円	80.0億円
工業団地等への累計誘致企業数	17社	20社
令和8年度からの市内創業者と事業承継支援者数の合計	0名	125名
観光満足度	66.1%	70.0%

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農村総合整備事業	福岡県	
		ため池等整備事業	福岡県	
		畑地帯総合整備事業	福岡県	
		農業水利施設保全対策事業	福岡県	
		水環境整備事業	福岡県	

	林業	農村環境整備事業	うきは市	
		ため池等整備事業	うきは市	
		農地耕作条件改善事業	うきは市	
		道路水路等整備事業	うきは市	
		県営事業付帯工事	うきは市	
		林道整備事業	うきは市	
		県営治山事業付帯工事	うきは市	
	(5) 企業誘致	遊休施設整備事業	うきは市	
		工業用地造成事業	福岡県 うきは市	
	(9) 観光又はレクリエーション	公園整備事業	うきは市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業振興事業	うきは市	
		農業振興対策事業	うきは市	
		鳥獣被害防止総合対策事業	うきは市	
		農林業人材育成事業	うきは市	
		畜産振興総合対策事業	うきは市	
		園芸農業等総合対策事業	うきは市	
		強い農業づくり総合支援事業	うきは市	
		産地生産基盤パワーアップ事業	うきは市	
		最適土地利用対策事業	うきは市	
		農道等維持管理委託事業	うきは市	
		中山間地域等直接支払事業	うきは市	
		木材利用促進助成事業	うきは市	
		林業・木材産業循環成長対策交付金事業	うきは市	
		造林事業	うきは市	
		荒廃森林整備事業	うきは市	
		森林環境譲与税事業	森林組合等	
		市有林保育管理事業	うきは市	
商工業・6次産業化		6次産業化推進事業	うきは市	
		産業振興奨励金交付事業	うきは市	
		創業支援事業	うきは市	
	商工会補助事業	うきは市		

	観光	空き店舗等改修事業	うきは市	
		デジタルトランスフォーメーション促進事業	うきは市	
		臨時経済対策商品券発行事業	うきは市	
		観光公社運営事業	うきは市	
		フィルムコミッション事業	うきは市	
		ワーケーション推進事業	うきは市	
	企業誘致	遊休施設マッチング事業	うきは市	
		企業誘致対策事業	うきは市	
	その他	産業立地交付金交付事業	うきは市	
		公園管理事業	うきは市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
うきは市浮羽地域全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画では、施設類型ごとに管理に関する基本方針をまとめています。6次産業化研究開発・事業化支援センター（うきは夢ラボ）については、平成31年3月に完成した施設であり、劣化は進行していませんが、個別施設計画を定め、必要に応じて軽微な修繕や手入れを行うことで長寿命化を目指します。

道の駅うきはについても個別施設計画を策定しており、同様に計画的な施設運営に努めます。これらの施設については、個別施設計画のもとに適切な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、計画期間満了に伴う改訂後の総合管理計画及び個別施設計画を含め、全て上記計画の方針に適合するものです。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

新型コロナウイルス感染症の発生によって様々な社会問題やその課題等が顕在化する中で、デジタル社会への転換が進展しています。特に行政分野において住民の利便性向上と行政運営の効率化を図るため、申請手続等のデジタル化やオンライン化が求められます。

また、近年は気温の上昇や大雨の頻度の増加等、気候変動とその影響が全国各地で現れており、今後長期にわたり拡大する恐れがあります。うきは市では、災害から市民の命を守り不測の事態に陥らないため、自主防災組織の活動を進めるとともに、ホームページや市内世帯に設置した防災行政無線、防災メール、SNS等を活用して情報発信を行っています。

今後も行政情報等の積極的な発信に努め、市民にとって見やすく利用しやすい情報の提供が求められます。

(2) その対策

- ・難視聴地域での災害時にも安定した通信が可能な強靱なインフラを整備し、住民が安定的・持続的な情報通信サービスを楽しむことができる環境を整えます。
- ・世帯への防災行政無線戸別受信機の設置を徹底し、迅速な情報の伝達を図ります。
- ・防災メールやSNS等を活用し、多言語対応を含めて多様な情報の伝達に取り組みます。

設定目標	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
市公式LINE登録者数	9,588人	11,505人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線施設更新事業	うきは市	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	情報格差是正事業	うきは市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(i) 道路、橋りょう

浮羽地域の道路体系は、国道 210 号や県道 6 路線、主要市道 43 路線を基幹とした道路網で形成されており、その他集落をつなぐ市道が多く存在します。

道路の果たす機能は、住民の生活や地域の産業、教育、医療等、多岐にわたる分野を支え、地域の活性化に大きな影響を及ぼす重要な基盤です。そのため、周辺地域へのアクセス向上や災害時の緊急輸送路等、広域的な見地に立った整備が必要です。また、集落内の市道は、狭い箇所が存在し緊急車両の通行にも支障をきたすため、計画的な道路整備が必要です。

国道、県道、市道において安全に歩行ができない箇所や交通渋滞が発生する箇所があることから、各道路管理者と連携して道路整備を行う必要があります。

管理する橋りょうについては、現状と課題を踏まえ、老朽化する道路橋が増大していくなか、従来の事後的な修繕及び架替えから、予防的な修繕及び計画的な架替え、集約撤去へと移行する必要があります。

(ii) 交通確保対策

浮羽地域における公共交通機関は、JR久大本線、民間路線バス、民間タクシー、市が運行するコミュニティバスと予約制乗合タクシーがあり、地域住民の日常の移動手段として利用されています。また、地域公共交通を補完する取組として、市民ボランティアグループや一部の自治協議会が高齢者等の移動を無償で支援する活動も行われています。

JR久大本線の鉄道駅は市内に 3 駅あり、浮羽地域にはうきは駅と筑後大石駅がありますが、2019 年度の 1 日当たりの乗車人員は、うきは駅が 100 人以上、筑後大石駅が 100 人以下となっています。

民間路線バスの神杉野線は、浮羽地域を主な運行区域として日田市柚木地区と朝倉市杷木地区を結び、送客していましたが、令和 7 年 3 月末をもって廃止となり、現在はうきは市が運行主体となって、神杉野線を踏襲した予約制乗合タクシーを運行しています。

市が運行する公共交通にはコミュニティバスと予約制乗合タクシーがあり、令和 6 年度の利用者はそれぞれ 5,461 人と 452 人となっています。

車社会と人口減少が進み、公共交通の利用者数は減少しており公共交通網の維持が困難になっています。また、自動車運転免許の自主返納者数が増えており、高齢者を中心とした公共交通対策が必要になっています。さらには、あらゆる地域から市内の隅々へ観光入込み客が流入する時代となり、地域公共交通網の重要性が増しています。このような状況の中、交通運輸分野においては運転手などの人手不足が深刻化しており、公共交通の維持改善を図っていくことが必要です。

なお、令和 7 年 11 月より新たな公共交通サービスとして A I オンデマンドバスの実証運行を開始しました。市内外に約 200 か所のミーティングポイントを確保して交通空白地の解消を目指します。

(2) その対策

(i) 道路、橋りょう

- ・地域の主要な幹線道路である国道や県道の整備促進を図ります。
- ・地域間を結ぶ主要市道においては、計画的に各種交付金事業を活用しながら整備を図ります。
- ・集落内の市道において、狭い箇所を解消するため、各種交付金事業を活用しながら整備を図ります。
- ・老朽化した橋りょうでは、各種交付金事業を活用しながら計画的な修繕を行います。

(ii) 交通確保対策

- ・JR久大本線や高速バス等の利便性の確保やアクセスの向上に取り組みます。
- ・利用者が安心して利用できるよう、地域公共交通活性化協議会等での検討を踏まえ、交通安全対策とともに民間事業者の活用を図り、地域にあった公共交通体制を整えます。
- ・様々な機会を通じて、公共交通機関の利用増進のための啓発を図ります。
- ・公共交通分野での担い手確保支援に取り組みます。

設定目標	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
市が実施している公共交通サービスの利用者数	9,648人	14,000人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路 橋りょう	地域路線改良事業	うきは市	
		道路メンテナンス事業	うきは市	
		橋りょう改修事業	うきは市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	市バス運行事業	うきは市	
		予約制乗合タクシー運行事業	うきは市	
		予約制乗合バス運行事業	うきは市	
		橋りょう点検 309橋	うきは市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画では、施設類型ごとに管理に関する基本方針をまとめています。また、道路については舗装個別施設計画を策定し、舗装管理の基本方針として「診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を目指す」と定めています。橋りょうについても橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、維持管理の基本方針を「道路利用者や第三者に対する安全性・信頼性を確保するため、定期的な点検を実施することで、橋りょうの健全性を把握するとともに損傷の早期発見に努める」とともに、長寿命化及び修繕・架替えに係る基本方針では「定期的な点検・診断により橋りょうの状態を把握し、診断結果や社会的影響度等を踏まえ、対策の年次計画を策定するとともに、計画に基づく予防的な修繕を行う一連の流れのメンテナンスサイクルを構築」し、長寿命化等に取り組みます。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、計画期間満了に伴う改訂後の総合管理計画及び個別施設計画を含め、全て上記計画の方針に適合するものです。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(i) 水道施設

令和元年度末のうきは市の水道普及率は10%で、簡易水道と専用水道であることから、上水道の整備が喫緊の課題となっています。筑後川水系の小石原川ダムが完成し、水道用水として水源を確保しましたが、福岡県南広域水道企業団への加入や上水道事業の創設時期について市民の理解を進める必要があります。

簡易水道から上水道への移行について検討を進めるとともに、上水道の計画給水区域外となる地域では、簡易給水施設により水の安定確保に努める必要があります。

(ii) 下水処理施設

汚水処理は衛生的で快適な生活を営むために欠かせない生活基盤であるとともに、公共水域の水質保全のためにも必要なものです。浮羽地域の汚水処理は下水道計画区域と計画外区域があり、下水道計画区域の下水道整備率は、令和2年度末で98.6%とおおむね完了していますが、下水道への未接続世帯があります。また、下水道計画外区域においては、合併処理浄化槽による処理を行っていますが、浄化槽の設置に消極的な世帯が存在します。

このことから、啓発活動をしながら積極的な接続を促し、衛生的で快適な生活を営むために下水道関連施設の計画的な改修が必要です。

また、近年の気候変動による水災害の頻発化により、家屋浸水や道路冠水が発生している箇所が存在しており、地域の安全・安心な生活の確保を図るため、浸水被害が頻発化している箇所においては雨水排水対策の整備を行う必要があります。

(iii) 廃棄物処理施設

市内のごみ発生量は人口減少とともに、徐々に減少傾向にあります。排出される生ごみの水分量を減らすことや、分別の徹底などの取組が課題となっています。中でも廃プラスチックごみの処理については、世界的な課題です。ごみの減量化については、分別収集等学習会を開催して分別収集による各家庭での3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めており、電動生ごみ処理機やコンポスト購入に対する補助を行うことで、家庭から排出される生ごみの排出量減少を推進しています。また、古紙は回収所を設置して回収し、古着は分別収集や粗大ごみで回収するなど再資源化を推進しており、今後も継続した取組が必要です。また、耳納クリーンステーションや再生工房で見学会を実施しており、家庭から出た資源ごみ等の流れについての学習を通して、市民の3Rに対する認識を深めており、今後も継続する必要があります。

台風や大雨等の自然災害が毎年のように全国各地で発生しており、その際に発生する災害廃棄物を適切に処理するため、「うきは市災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害が発生した際は、計画に基づき迅速かつ適正に廃棄物の受け入れと処理を行う必要があります。

旧町域によって粗大ごみの出し方が異なるため、見直しや統一化について検討する必要

があります。また、現行のごみ処理施設は、久留米市との一部事務組合により運営していますが、令和9年度末をもって久留米市が組合のごみ処理事業から脱退するため、令和10年度以降うきは市単独でごみ処理を行い、市内から出されるごみを引き続き安全かつ安定的に処理できる体制を継続する必要があります。

汲み取りや浄化槽から排出されるし尿汚泥について、現在久留米市との一部事務組合で運営する「耳納衛生センター」で処理を行っていますが、将来的にそれぞれの自治体で処理する方針であるため、現在の下水処理施設にし尿汚泥を処理できる設備を整備する必要があります。

(iv) 火葬場

火葬場は、旧浮羽町が単独で、旧吉井町が旧田主丸町と一部事務組合で共同処理を行っていましたが、両施設が老朽化したことから、新たに「うきは市浄光苑」を建設し、平成27年度よりうきは市民を対象に供用を開始しました。

現在、火葬場を安全かつ安定的に稼働させるための適切な整備を行いながら、委託業者等による適切な施設運営を行っていますが、中長期的な視点で将来人口と死亡件数を予測し、総合管理計画や個別施設計画に基づき、適切な維持管理を行う必要があります。

(v) 消防施設

浮羽地域の防災は、非常備消防として5つの分団と11の詰所で組織された消防団が久留米広域消防本部の浮羽消防署浮羽出張所と連携を取りながら、地域の防火・防災活動を展開しています。しかし、少子高齢化や人口減少、サラリーマンなど被用者の増加、若者の価値観の多様化等、様々な社会問題を背景に団員の確保が喫緊の課題となっており、OB団員等が地域活動に限定した形で再入団する「地域団員制度」を運用しながら、団員の確保に取り組んでいます。

また、うきは市は上水道が未整備のため、消火栓設備が整備されておらず、河川等の自然水利や防火水槽等の消防水利に頼らざるを得ないために、消防水利充足率が近隣の自治体と比較して極端に低くなっています。今後、上水道の整備により消火栓を整備し、消防施設の充実を図る必要があります。

(vi) 防犯対策

防犯に対する啓発と意識の高揚を図っていますが、高齢者を狙った詐欺などの犯罪が増加しています。また、うきは防犯協会やうきは警察署と連携して防犯の取組を行い、行政区にLED防犯灯を設置して犯罪抑止に寄与していますが、公設防犯灯のLED化があまり進んでいません。

また、近年はうきは市とその周辺部特有の犯罪として、耳納北麓部において果物の窃盗が相次いでおり被害額も高額になっています。うきは市では、令和7年にうきは警察署や管轄の農業協同組合と協定を結び、防犯カメラの設置など連携して窃盗対策に取り組むこととしています。

(vii) 公営住宅

うきは市の 15 の市営住宅のうち、浮羽地域には 8 つの市営住宅があり、令和 6 年度末で 141 戸が入居して市民の住居を確保しています。市営住宅の供給は、住宅に困窮する低所得者に対する重要な施策の一つであり、老朽化している市営住宅の建替え及び個別改修等の計画的な整備を図る必要があります。

西隈上団地の整備にあたっては、PFI 事業として事業方針を示して「うきは市ゼロカーボンシティ宣言」と「脱炭素先行地域（環境省）の選定」を踏まえた「脱炭素型先進モデル住宅地」となる整備を目指しています。

(2) その対策

(i) 水道施設

- ・今後も水質検査等による観測を継続し、良質な地下水の保全を図ります。
- ・上水道事業に対する市民の理解を深める取組を進め、福岡県南広域水道企業団への加入や上水道事業の創設時期について検討を重ねていきます。また、計画給水区域外では簡易給水施設による水の安定確保を図ります。

(ii) 下水処理施設

- ・汚水処理計画に基づき、下水道管渠工事及び浄化槽の設置を推進します。
- ・下水道ストックマネジメント計画に基づき、汚水処理施設の計画的な修繕や改築を行います。
- ・浸水被害が頻発している地域において、雨水排水対策を推進します。
- ・下水処理施設にし尿及び浄化槽汚泥を処理できる設備を整備します。

(iii) 廃棄物処理施設

- ・3R運動について衛生組合長を通して周知を図るとともに、市の各種広報媒体を用いた啓発を行います。
- ・電動式生ごみ処理機やコンポスト等の堆肥づくり機器の普及推進を行います。
- ・分別収集等学習会を開催するとともに、地域において分別収集の指導を行います。
- ・古紙や古着、容器包装プラスチックの回収を行い、資源ごみとして再資源化と可燃ごみの減量化を図ります。
- ・粗大ごみの回収方法や有料化について検討を進めます。
- ・自治協議会等に対して耳納クリーンステーションや再生工房の見学会の実施を働きかけます。
- ・ごみ減量化について出前講座や市の各種広報媒体を用いた啓発活動を行い、市民の意識向上を図ります。
- ・災害により大量の廃棄物が発生した場合は、「うきは市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適切な回収や処理を行います。

- ・新たな枠組みでの広域処理に向けた検討や関係自治体との協議を行います。

(iv) 火葬場

- ・火葬場は市民生活に欠くことのできない施設であることから、施設の長寿命化を進める中で適正に管理ができるよう、必要に応じて施設の保全に向けた改修を行っていきます。
- ・少子高齢化等に伴って、将来的に火葬件数とコストとのバランスが取れない状況が見込まれる場合は、規模に見合った施設の再建や広域化も視野に入れて検討します。

(v) 消防施設

- ・防火水槽の新設を進め、公設分と合わせて消防水利の充足率の向上に努めるとともに、消防署と連携しながら地域の防災や防火訓練を支援します。
- ・世帯等への戸別受信機の設置を徹底し、継続して迅速な防災情報の伝達を図ります。
- ・防災メールやSNS等を活用し、多言語対応を含めた防災情報の伝達手段の多様化を図ります。
- ・「うきは市災害時備蓄計画」に基づき、災害時に備えて備蓄物資等の計画的な確保や運用を図ります。
- ・「消防車両更新計画」に基づく車両の更新や消防施設の整備に努めるとともに、防火水槽や井戸式消火栓の点検結果を踏まえた対応を関係者と協議していきます。
- ・うきは市消防団協力事業所表示制度の推進を図り、消防団を支援する体制の整備に努めるとともに、各種訓練を継続しながら消防防災技術の向上を図ります。
- ・消防団員の確保のため、負担軽減等の環境改善を行うとともに、広報等を通して消防団への理解と協力を求め、地域と消防団がともに支え合う連携体制づくりに努めます。また、女性消防団員や地域団員の加入促進を図ります。

(vi) 防犯対策

- ・公設防犯灯のLED化を推進するとともに各地域での防犯灯の設置やLED化を支援し、防犯カメラ等の適切な運用と増設に取り組みます。

(vii) 公営住宅

- ・市営住宅の適切な維持管理に努め、老朽化した市営住宅については、うきは市営住宅等長寿命化計画に基づき、建替え事業を推進します。

設定目標	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
自主防災組織の組織率	93 %	96 %

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道 その他	上水道等施設整備事業	うきは市	
		簡易給水施設整備事業	うきは市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道整備事業	うきは市	
		浮羽浄化センター施設修繕 改築工事	うきは市	
	地域し尿処理 施設 その他	管路施設修繕改築工事	うきは市	
		浄化槽設置整備事業	うきは市	
		公共浄化槽等整備推進事業	うきは市	
		雨水排水対策事業	うきは市	
	(4) 火葬場	火葬場改修事業	うきは市	
	(5) 消防施設	耐震性貯水槽（防火水槽）設 置事業	うきは市 行政区	
		消防ポンプ自動車等購入事 業	うきは市	
		消防団詰所設置更新事業	うきは市	
		消防署施設設置更新事業	うきは市 一部事務 組合	
	(6) 公営住宅	西隈上団地建替え事業	うきは市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 生活	簡易給水施設整備補助事業	任意団体	
		下水道ストックマネジメン ト事業	うきは市	
防災・防犯	消防団員運転免許取得事業	うきは市		
	地域防災力強化事業	うきは市		
	防犯灯設置事業	うきは市		
(8) その他	防犯カメラ設置事業	うきは市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画では、施設類型ごとに管理に関する基本方針をまとめ、火葬場と防災施設については個別施設計画を策定しています。

火葬場の個別施設計画では基本的な考え方を「必要に応じて施設の保全に向けた改修を行っていくとともに、将来的に火葬件数とコストのバランスが取れない状況が見込まれる場合、規模に見合った施設の再建や広域化も視野に入れて検討」することとしています。

また、防災施設の個別施設計画は第1防災倉庫と第2防災倉庫が対象で、基本的な考え方

として「将来的に建物の老朽化がさらに進み、使用に耐えない恐れが生じる場合、浸水想定区域や耐震化などの防災上の立地面や構造、位置的なバランス面などを考慮した上で備蓄物資が適正に管理できる環境面に配慮した施設の統廃合や再建を検討」すると定めています。

さらに市営住宅と下水道で、市営住宅等長寿命化計画と下水道ストックマネジメント計画を定めて基本方針や実施方針を示しており、これらの計画のもとマネジメントに取り組みます。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、計画期間満了に伴う改訂後の総合管理計画及び個別施設計画を含め、全て上記計画の方針に適合するものです。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(i) 児童福祉

母子の健康に関する情報が多様化し、子育てに対する不安が増大しており、適切な情報提供や保健指導、相談、支援を行うことが重要です。また、育児支援者がいない母子が増加しており、子育ての悩みを一人で抱えこむことがないよう不安感の緩和につながる支援を行う必要があります。

市では、こども家庭センターを設置して、母子保健や児童福祉に関する身近な子育て支援や相談体制の充実を図っています。

また、保護者の働き方の変化に伴い、多様化する保育ニーズに対応することが求められています。保育所等の施設が老朽化しており、統廃合等による施設整備が必要です。また、学童保育所の施設の老朽化等により、建替え等による施設整備が必要です。

(ii) 高齢者福祉

民生委員・児童委員や自治協議会、市内各事業所等を中心に高齢者等の見守り体制が整っており、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりが進んでいます。市では、集いの場や介護予防サポーターの養成を通じて、介護予防やフレイル予防への意識向上を図っています。

高齢者の増加に伴い認知症の方も増えていますが、認知症への理解促進が十分ではなく、認知症の方を含む高齢者の個性や特性を活かした活動につながっていない状況です。

相互に協力し、地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的に、今後も医療・介護・地域と連携を深めていく必要があります。

(iii) 障がい者福祉

市内には複数の障がい者就労支援事業所があり、障がい者の社会参加へつなげています。また、地域障害者協議会において、様々な事業者と連携しながら相談支援体制の充実を図っていますが、障がい者への虐待等の緊急時における入所先のさらなる確保が必要です。

障がい児においても、年齢に応じた適切な支援が十分とは言えず、早期の支援体制整備が求められます。

(2) その対策

(i) 児童福祉

- ・孤立した子育てにならないよう地域子育て支援センターでの支援を充実します。
- ・児童虐待予防の取組をさらに推進していくため、専門人材による相談支援体制等の充実を図り、こども家庭総合支援拠点の体制づくりを進めます。
- ・通常保育のほか、一時預かりや延長保育、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実を図るとともに、認定こども園の充実を図ります。
- ・こども医療費の助成等、子育て世帯への経済的支援を進めます。

- ・母子健康手帳の交付や妊婦、妊婦歯科、産婦への各種健康診査、乳児家庭の全戸訪問等の継続的な取組をはじめ、各種教室や相談、産後ケア事業等により、妊娠、出産、育児に対する不安の解消を図ります。
- ・乳幼児健康診査や予防接種、小児救急医療等を通じて、母子の健康増進を図ります。
- ・児童扶養手当や日常生活支援、就労支援、医療費助成等により、ひとり親家庭の自立支援を図ります。
- ・児童の情操教育の一環として、公立保育所・園でリトミック教育に取り組みます。

(ii) 高齢者福祉

- ・高齢者相互の親睦や交流を図り、健康づくりや介護予防、就業、ボランティア活動等を通じた高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。
- ・地域ケア会議から地域の課題を把握し、地域資源を活かした外出の機会を増やします。
- ・高齢者が地域で安全に安心して生活できるよう自助・互助・共助・公助を組み合わせながら、見守りや災害等の緊急時も包括的に支えていく地域づくりに取り組みます。
- ・在宅で介護する家族の負担軽減や担い手の確保、在宅生活の継続を可能とするサービスの充実を図ります。
- ・施設整備等を行い、高齢者が必要とするサービスの充実を図ります。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェへの支援、認知症サポーター養成講座の開催やキャラバンメイト協議会を通じて、認知症に対する正しい理解と当事者の社会参加につなげていきます。

(iii) 障がい者福祉

- ・保健・医療・福祉の一体的な連携づくりと、事業者等との効果的な連携体制づくりに努めます。
- ・障がいの予防と早期発見・早期対応を行うため、保健・医療の連携による心身の健康づくりを推進します。
- ・障害者総合支援法に基づく新サービスの基盤整備やサービス内容の充実を図り、不足しているサービスについても柔軟に対応できるような支援体制づくりに努めます。
- ・それぞれの特性に応じた雇用や就労の促進を図ります。
- ・障がいや障がいのある人に対する差別や偏見の解消を図り、理解を深めていくため、広報・啓発活動や、地域において日常的に交流・ふれあいができる場づくりを促進します。
- ・一人ひとりの障がいの状態に対応した療育・保育・教育の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない、一貫した支援体制を構築します。
- ・住居、交通、防犯・防災対策、生きがいづくり等、障がいのある人を取り巻く環境全般の充実を図り、豊かな地域生活を支援します。

設定目標	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
障害者相談支援事業相談件数	2,945人	3,000人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	一般保育所施設整備事業	うきは市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 その他	母子保健事業	うきは市	
		老人クラブ助成事業	うきは市	
		高齢者ネットワーク推進事業	うきは市	
		シルバー人材センター補助事業	うきは市	
		高齢者等見守り事業	うきは市	
		高齢者緊急支援事業	うきは市	
		高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業	うきは市	
		配食サービス事業	うきは市	
		緊急通報体制等整備事業	うきは市	
		障害福祉サービス事業	うきは市	
		地域生活支援事業	うきは市	
		福祉サービス利用援助事業	うきは市	
		心身障害者交通費補助事業	うきは市	
		障害児通所支援給付事業	うきは市	
社会福祉協議会運営費補助事業	うきは市			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画では、施設類型ごとに管理に関する基本方針をまとめています。また、保育施設や福祉施設については個別施設計画を策定し、対策の基本的な考え方として、保育所は「今後も民営化を進めていく方針」であり、学童保育所は「学童保育所の維持保全を進め、必要であれば増改築にて対応を進めていく方針」です。また、福祉施設は「必要に応じて各施設の保全に向けた改修や、再建等の検討を行う」こととし、計画的な改修を行います。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、計画期間満了に伴う改訂後の総合管理計画及び個別施設計画を含め、全て上記計画の方針に適合するものです。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

うきは市を含めた近隣自治体とともに、休日の在宅当番医制や久留米広域連携中枢都市圏における二次救急医療体制が敷かれています。今後も市民の安全安心な医療環境を確保することが必要です。

うきは市では、予防接種法で定められた定期予防接種のほか、任意の予防接種に対しても接種費用の助成を行い、感染症の予防や拡大防止を図っており、今後も継続した支援が必要です。また、救急医療の普及啓発を進めるため、市内事業所等を対象とする救急救命講習会を今後も実施していく必要があります。

(2) その対策

- ・市民の健康増進を図るため、生活習慣病の予防活動等に取り組みます。
- ・地元医師会やその構成医療機関と連携協力して休日における適切な診療体制や平日時間外の小児急患診療体制を維持します。
- ・浮羽医師会による在宅当番医制や久留米広域連携中枢都市圏の久留米医療圏における救急医療体制を維持し、長期的な地域住民の安全安心な医療環境を確保します。
- ・各種感染症について、関係機関と連携し情報提供を適宜行うことで、その発生やまん延を防ぎます。
- ・市内事業所を対象とした救急救命講習会を今後も継続して実施します。
- ・健康や医療対策として、地域や学校給食を含め食育への啓発を進めます。

設定目標	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
在宅当番医（休日急患診療）実施率の維持	100 %	100 %

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	保健衛生一般管理事業	うきは市	
		予防接種事業	うきは市	
		健康増進事業	うきは市	
		食育対策事業	うきは市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

(i) 学校教育

市内の全小・中学校の児童生徒数について、平成 21 年と令和 6 年を比べると、児童生徒数が約 28%減少しており、中でも浮羽地域では 33%減少しています。

学力・学習状況では、小学 6 年生の令和 6 年度の結果、国語で全国平均を 0.3 ポイント上回った一方、算数は全国平均を 1.4 ポイント下回っています。また中学 3 年生は、国語が 4.1 ポイント、数学が 6.5 ポイントともに下回っています。特に、数学は全国平均との差が前年度以上に大きくなりました。

体力・運動能力は、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果、小学校においては男女ともに 8 項目中、7 項目で全国平均を上回り、良好な状況です。中学校においても、8 項目中男子が 3 種目、女子が 4 種目で全国平均を上回っている状況です。体力向上プランに「1 校 1 取組」を位置づけ、授業や学校行事で定期的に運動を行ったことで体力づくりへの意識が進んでいます。小学校では、全児童を対象に、水泳や持久走、縄跳びなどで年間を通じた体力づくりを行っている成果が表れています。また、中学校では、引き続き、柔軟性に関する運動を工夫したり、運動する生徒としない生徒の二極化を解消するための手立てを講じることが重要だと考えます。

生活習慣・規範意識に関して「自尊感情」は、全国学習状況調査の「人の役に立つ人間になりたいと思う」の項目で、小学校が前年度より増加し、全国平均と同程度となっていますが、それ以外の項目で、小・中学校とも全国平均より低い結果となっています。

特別支援学級の在籍児童生徒数は、増加傾向にあり、特別支援教育に対する保護者や地域の理解が進んできていることが伺えます。関係機関と連携した特別支援に関する指導力の向上や、学校全体としての取組の充実が課題であり、個別の教育支援計画・指導計画を次の学年に確実に引き継いでいくことが重要です。

また、浮羽地域の学校施設については昭和 50 年代以前に建築された施設が半数を占めており老朽化しています。また、少子化も進んでおり、教育の質の確保、適正規模の学校配置のため、学校再編を含めた検討が必要です。

表3 浮羽地域の小・中学校の児童数・学級数（学校基本調査）

学校名	規模	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
山春小学校	児童数	110	118	112	116	112	105
	学級数	8	8	8	8	8	8
大石小学校	児童数	116	110	108	109	107	101
	学級数	8	8	8	8	8	8
御幸小学校	児童数	416	402	394	367	369	353
	学級数	19	19	19	17	17	17
小学校計	児童数	642	630	614	592	588	559
	学級数	35	35	35	33	33	33
浮羽中学校	児童数	346	344	352	333	283	288
	学級数	13	12	12	12	11	11
小中学校計	児童数	988	974	966	925	871	847
	学級数	48	47	47	45	44	44

(ii) 社会教育

小学生を対象にまなび舎うきは（うきは市民大学）こども未来学部を開講し、青少年が郷土を愛し、心豊かでたくましく生きる力をもつことができるよう市内外の自然や歴史、文化に触れ、様々な体験に意欲的に取り組む活動を展開しています。市内についての学習や吉岐島夏休み感動体験、選挙体験教室等を通じて集団で行動し、思いやりの心や自立心、規範意識を育み、体力や精神力を鍛え、生命の尊さや集団生活の楽しさ、社会性を学び、郷土を誇りに思うジュニアリーダーを育成しています。

また、自主的に学び合う小学生に向けて寺子屋を年25回開催し、補充学習による基礎・基本的学習内容の定着と家庭における学習習慣の定着のほか、「漢字検定・算数検定」にチャレンジするなど、目標に向けて取り組ませることで自主的に学習できる力を伸張させています。

令和元年に生涯学習複合施設「るり色ふるさと館」がオープンし、「人生100年時代」を見据えた新たな現役社会づくりやまちづくりの拠点として活用されています。今後も、「総合管理計画」に基づく取組とともに、市民の様々な学習や活動のニーズに応える充実したサービスの提供が大切です。また、施設の利用促進を図る必要があります。

(2) その対策

(i) 学校教育

- ・個別最適化教育の充実や「学力向上プラン」による各学校の特色ある教育活動を進めます。
- ・教職員の情報活用能力を高め、GIGAスクール構想を踏まえたICT教育の充実を図り

ます。

- ・外国語指導助手（ALT）や専科教員を活用し、外国語学習指導を推進します。
- ・考え議論する道徳教育の充実と、体力向上プランのもと「1校1取組」等、体力向上を推進します。
- ・いじめや不登校等については、スクールカウンセラー等の専門家を効果的に活用するとともに、各学校の相談部会等で組織的に対応します。
- ・全てのこどもが人権尊重の精神や社会の一員としての自覚を育み、健やかに成長できるよう、様々な人権課題解決に向けた人権・同和教育を推進します。
- ・特別な支援を要する児童生徒に対し、幼、保、小、中の連携を進め、個別の教育的ニーズに応じた一貫性のある教育支援の充実を推進します。
- ・想定を超える自然災害等、緊急の場合は学校施設を避難場所として活用します。
- ・学校の大規模改修等については「うきは市学校施設個別施設計画」に基づき、計画的に取り組みます。
- ・児童生徒数の減少を踏まえ、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」や総合管理計画等に基づき、保護者や地域の理解のもと、学校再編を含め、学校施設の総合的な検討を進めます。

(ii) 社会教育

- ・市民が自主的かつ自立した活動を展開できるよう、活動拠点となるコミュニティセンターや集会施設の整備を行います。
- ・自治協議会をはじめ活動団体を支援して、活動の活性化と連携を推進します。
- ・市民が安心してスポーツを楽しめる体育施設を整備します。
- ・まなび舎うきは（うきは市民大学）講座の内容の見直しや充実を図ります。
- ・るり色ふるさと館やうきは市立図書館等の適切な運営や管理に努め、多くの市民に利用してもらえる機会を提供します。
- ・図書館を本を通じた学びの拠点と位置づけ、学校教育や社会教育の中で読書活動の推進を図るとともに、図書の出しや図書館の利用促進のため、蔵書の充実を図ります。
- ・語学やスマホ講座等の一般教養講座を継続し、市民の学習機会の充実に努めます。
- ・こどもたちが地域住民と積極的な関わりを持ちながら体験活動や地域活動を行い、たくましく生きる力を身に付ける活動を支援します。
- ・うきは市青少年育成市民会議や各学校、自治協議会が連携し、青少年健全育成活動の充実を図ります。
- ・少子化による各種組織の参加者数の減少を考慮し、イベントの効率化等を検討します。
- ・青少年の心豊かでたくましく生きる力を育成するため、様々な体験活動事業を実施します。

設定目標	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
計画的に改修を実施した学校数	0校	4校

ボランティアの延べ派遣回数	1,705 回	2,000 回
---------------	---------	---------

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	山春小学校校舎整備事業	うきは市		
		大石小学校校舎整備事業	うきは市		
		御幸小学校校舎整備事業	うきは市		
		浮羽中学校校舎整備事業	うきは市		
		各小中学校校舎等整備事業	うきは市		
		学校再編整備事業	うきは市		
		各小中学校屋内運動場整備事業	うきは市		
		屋内運動場	各小中学校屋外運動場整備事業	うきは市	
			屋外運動場	各小中学校水泳プール整備事業	うきは市
		水泳プール		各小中学校給食設備整備事業	うきは市
	給食施設		(3) 集会施設、体 育施設等 集会施設	集会施設耐震対策事業	うきは市
		集会施設改修事業		うきは市	
	体育施設	集会施設	コミュニティセンター管理事業	うきは市	
			総合体育館施設整備事業	うきは市	
			浮羽体育センター施設整備事業	うきは市	
			大春トリムセンター施設整備事業	うきは市	
			運動広場施設整備事業	うきは市	
			図書館	図書館管理事業	うきは市
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 幼児教育 義務教育	図書館	ブックスタート事業	うきは市	
			情報教育推進事業	うきは市	
			スクールバス運行事業	うきは市	

	生涯学習・スポーツ その他	まなび舎うきは事業	うきは市	
		地域づくり活動事業	うきは市	
		地域コミュニティ支援事業	任意団体	
		コミュニティセンター管理事業	うきは市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画では、施設類型ごとに管理に関する基本方針をまとめています。また、学校教育関連施設や集会施設、体育施設等については、個別施設計画を策定して長寿命化等の取組を定めています。

このうち、学校施設に関する再編の基本的な考え方では、「将来的に標準規模に達していない学校施設が発生した場合、統合・閉校や小中一貫校への移行など、学校施設の減築や隣接校との統合を考慮して、保有量の適正化に努める」こととしています。また、集会施設であるコミュニティセンターの施設再編の考え方では、「必要に応じて各施設の保全に向けた改修や、再建等の検討を行う」ほか、「使用者と経費等のバランスが見込めない施設が生じた場合は地域住民とも協議の上、施設の統合や廃止も検討」します。さらに、体育関連施設の施設再編の考え方として、「将来的に同系統の目的や利用者数の減少、経年劣化の影響が著しい施設は、解体や統合について検討」し、「解体となった場合は、施設の跡地利用の検討を行うとともに、避難施設としての防災機能や地域活動での活用についても検討することが必要」としています。加えて、うきは市文化会館とうきは市民ホールについては「1カ所に集約していき」、「うきは市文化会館については、予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図る」こととしています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、計画期間満了に伴う改訂後の総合管理計画及び個別施設計画を含め、全て上記計画の方針に適合するものです。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

近年、地域における人口の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅や建築物が年々増加しています。うきは市においても、平成 30 年住宅・土地統計調査において市内住宅総数は 11,710 戸でしたが、令和 4 年度に市が実施した空き家の調査の結果、空き家数は 742 戸であり、およそ 16 軒に 1 軒の割合で空き家となっています。

このような空き家等の中には、適切な管理が行われていない結果として老朽化による建物の倒壊の危険性や治安の悪化、放火の誘発や不審者の侵入、害虫の発生など、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。また、民間住宅の中には、旧耐震基準の建築物である昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設されたと推計される建築物が多数存在します。本地域には水縄断層があり、警固断層を含めて地震が発生した場合の最強震度は 6 強から 7 程度が想定されていることから、早急な対策の実施が求められています。

新川田籠地区は、伝統的建造物群保存地区や棚田百選に選ばれたつづらの棚田をはじめ、自然、歴史、生活・生業がバランスよく構成された景観を有することから、街なみ環境整備事業計画地区として、平成 23 年から街なみに合わせた建造物等の修理、修景に対する補助を行っています。このような新川田籠地区の文化的景観は大変貴重であることから、文化庁の重要文化的景観の選定に向けても準備を進めています。

(2) その対策

- ・ 空き家の解体など老朽危険家屋の除去を進め、適正な管理を促します。
- ・ 街なみ環境整備事業や都市計画整備事業による整備を進めます。

設定目標	現状（令和 6 年度）	目標（令和 12 年度）
空き家適正管理件数	16 件	100 件
市の補助金を活用した空き家の利活用件数	8 件	10 件

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	街なみ環境整備事業	うきは市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	街なみ環境整備補助事業	建物等所有者	
		都市計画整備事業	うきは市	
	(3) その他	空き家対策事業	うきは市	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化の振興にあたって、文化協会や文化事業実行委員会による体制が整っており、活発な活動が展開されていますが、若い世代の加入が少なく会員数が減少傾向にあります。

市の文化施設が老朽化しており、整備や改修が必要です。特にうきは市民ホール（かわせみホール）については、設備の不具合等で修理にも多額の費用を要することなどから、公演等でのホールの利用を中止しており、検討が必要です。今後も地元との協議を重ね、地域振興の柱となるような形が望ましく、協議後のビジョンを反映した対応が求められています。また、文化財が近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により学術的・社会的評価を受けることなく消滅の危機にさらされており、その価値を後世に継承するため、文化財保護法のもと文化財を指定・登録して保護措置を講じるとともに、有効的な活用策について検討を図る必要があります。

新川田籠地区には住宅や棚田石垣等の伝統的建造物が数多く存在し、平成 24 年 7 月に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。しかし、同年同月に発生した九州北部豪雨災害で広く被災し、数年をかけて復旧に至りましたが、住民の高齢化等によって建物の維持が難しくなっており、継続的な保存や整備が必要です。

(2) その対策

- ・市民の文化活動を支援して創作意欲を高め、発表の機会の充実を図るとともに、伝統文化の継承を図ります。
- ・芸術鑑賞等の機会をつくるとともに、芸術文化活動の普及に努め、市民の文化意識の高揚を図ります。
- ・地域に残る文化財等の実態調査やデータベース化に取組、保存に向けた計画の策定を進めます。
- ・地域の伝統文化の保存や活用により後継者の積極的な育成を図り、まちづくりに向けた新たな地域文化の創造に努めます。
- ・伝統的建造物群保存修理事業による整備を進めます。
- ・新川田籠の伝統的建造物群保存地区を守るため防災計画を策定し、文化的建造物の防災に努めます。

設定目標	現状（令和 6 年度）	目標（令和 12 年度）
指定文化財登録件数	23 件	25 件

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興 施設等	史跡等文化財施設整備事業	うきは市	
	地域文化振興施設	うきは市民ホール(かわせみホール) 施設整備事業	うきは市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	伝統的建造物群保存地区 保存修理事業	建物等所有者	
		伝統的建造物群防災施設 整備事業	うきは市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画では、施設類型ごとに管理に関する基本方針をまとめています。また、文化財関連施設については、個別施設計画を策定して長寿命化等の取組を定めています。同計画で定める基本的な考え方は「鏡田屋敷、居蔵の館、町並み交流館商家、注連原住宅について文化財保護の観点から大規模改修及び修繕を繰り返しながら施設の永続的な現状維持を図り」「その他の文化財関連施設については、施設再編を検討する」ものです。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、計画期間満了に伴う改訂後の総合管理計画及び個別施設計画を含め、全て上記計画の方針に適合するものです。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

浮羽地域の藤波ダムには、市営の藤波ダム発電所（小水力発電）があり、平成 29 年から稼働しています。藤波ダム発電所の個別施設計画を令和 3 年 3 月に策定しましたが、今後は長寿命化を図るために計画的な予防保全的改修を行う必要があります。

また、うきは市では、脱炭素化を進める取組として再生可能エネルギーの導入を積極的に推進しています。主な取組として、令和 5 年に環境省の「脱炭素先行地域」に選定されたことを受け、姫治地区で補助金制度を設け、太陽光発電設備や省エネ設備の導入支援や公共施設等への再エネ設備及び省エネ設備を導入しています。

その他、民間事業者と共同出資して設立した地域エネルギー会社「株式会社カゼノネ」を設立し、公共施設への実質再エネ 100%電力供給を開始しました。引き続き、2050 年カーボンニュートラルを目指して再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化を推進しながら持続可能なまちづくりを目指す必要があります。

(2) その対策

- ・地域エネルギー会社と連携し、再生可能エネルギーを導入し、エネルギーの地産地消を拡大して、エネルギー循環による地域経済の活性化を図ります。
- ・市民・事業者・行政が協働し、脱炭素化への理解や関心を深めながら、さらなる推進を図り、温室効果ガス削減と地域循環型の社会を実現します。

設定目標	現状（令和 6 年度）	目標（令和 12 年度）
温室効果ガス削減率（2013 年度比）	18 %	50 %

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	藤波ダム発電所改修事業	うきは市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	脱炭素先行地域づくり事業	うきは市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画では、施設類型ごとに管理に関する基本方針をまとめています。また、藤波ダムの小水力発電所建屋については、個別施設計画を策定して長寿命化等の取組を定めています。同計画の基本的な考え方として、「国が掲げる 2050 年までに 80%の温室効果ガス排出削減目標の実現に向けて、適正な管理のもと健全な状態を維持しながら長寿命化を図る」

こととしています。また、長寿命化の方針として、本市の財政状況下で改築を中心とした老朽化対策では対応しきれない場合が生じる恐れがあることから、「改築より工事費が安価で、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修への転換」を図り、「改築せざるを得ない建物があれば、改築までの期間に応急的な保全を行うなど、当面の安全性・機能性等の確保に努める」こととしています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、計画期間満了に伴う改訂後の総合管理計画及び個別施設計画を含め、全て上記計画の方針に適合するものです。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	過疎集落等自立再生対策 事業	任意団体	移住定住促 進を目的と した社会増 に資する事 業
		空き家リフォーム補助事 業	うきは市	
		子育て世帯等マイホーム 取得支援補助事業	うきは市	
		Uターン実家等改修補助 金	うきは市	
		従業員への家賃補助支援 補助事業	うきは市	
		雇用支援補助事業	うきは市	
	地域間交流	森林セラピー関係人口強 化事業	うきは市	平成21年か ら継続開催 している関 係人口増に 資する事業
		棚田活用関係人口プロジ ェクト事業	うきは市	平成10年か ら継続開催 している関 係人口増に 資する事業
		つづら棚田交流センター 管理事業	うきは市	都市部と農 村の交流活 性化を目的 とした事業
		彼岸花めぐり補助事業	任意団体	平成7年か ら継続開催 している交 流人口増に 資する事業
人材育成	浮羽まるごと博物館協議 会運営補助事業	任意団体	平成25年か ら継続開催 している人 材育成を目 的とした事 業	

	その他	壱岐島自然体験事業	うきは市	平成24年から継続開催している人材育成を目的とした事業
		男女共同参画推進事業	うきは市	人材育成を目的とした事業
		山村地域振興事業	うきは市 自治会	都市部と農村の交流活性化を目的とした事業
2 産業の振興	(5) 企業誘致	工業用地造成事業	福岡県 うきは市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業振興事業	うきは市	地域産業振興を目的とした事業
		農業振興対策事業	うきは市	
		鳥獣被害防止総合対策事業	うきは市	
		農林業人材育成事業	うきは市	
		畜産振興総合対策事業	うきは市	
		園芸農業等総合対策事業	うきは市	
		強い農業づくり総合支援事業	うきは市	
		産地生産基盤パワーアップ事業	うきは市	
		最適土地利用対策事業	うきは市	
		農道等維持管理委託事業	うきは市	
		中山間地域等直接支払事業	うきは市	
		木材利用促進助成事業	うきは市	
		林業・木材産業循環成長対策交付金事業	うきは市	
		造林事業	うきは市	
		荒廃森林整備事業	うきは市	
		森林環境譲与税事業	森林組合等	
		市有林保育管理事業	うきは市	
		6次産業化推進事業	うきは市	
		産業振興奨励金交付事業	うきは市	

	商工業・6次産業化	創業支援事業	うきは市	
		商工会補助事業	うきは市	
		空き店舗等改修事業	うきは市	
		デジタルトランスフォーメーション促進事業	うきは市	
	観光	臨時経済対策商品券発行事業	うきは市	地域経済の循環を目的としたプレミアム付き地域商品券の発行
		観光公社運営事業	うきは市	観光振興を目的とした事業
		フィルムコミッション事業	うきは市	
		ワーケーション推進事業	うきは市	
		遊休施設マッチング事業	うきは市	地域産業振興を目的とした事業
		企業誘致対策事業	うきは市	
		産業立地交付金交付事業	うきは市	
		公園管理事業	うきは市	レクリエーションを目的とした事業
	企業誘致			
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	市バス運行事業	うきは市	住民の輸送を目的とした事業
		予約制乗合タクシー運行事業	うきは市	
		予約制乗合バス運行事業	うきは市	
	交通施設維持	橋りょう点検 309 橋	うきは市	交通施設の維持管理
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	簡易給水施設整備補助事業	任意団体	水道施設の維持修繕を目的とした事業
		下水道ストックマネジメント事業	うきは市	下水道施設の維持修繕を目的とした事業

	防災・防犯	消防団員運転免許取得事業	うきは市	防災活動の振興に資する事業		
		地域防災力強化事業	うきは市			
		防犯灯設置事業	うきは市			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	母子保健事業	うきは市	出産前後の母子の健康保持増進を目的とした事業		
		高齢者・障害者福祉	老人クラブ助成事業		うきは市	高齢者福祉に資する事業
			高齢者ネットワーク推進事業		うきは市	
	シルバー人材センター補助事業		うきは市			
	高齢者等見守り事業		うきは市			
	高齢者緊急支援事業		うきは市			
	高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業		うきは市			
	配食サービス事業		うきは市			
	緊急通報体制等整備事業		うきは市			
	障害福祉サービス事業		うきは市	障害者福祉に資する事業		
	地域生活支援事業		うきは市			
	福祉サービス利用援助事業	うきは市				
	心身障害者交通費補助事業	うきは市				
	その他	障害児通所支援給付事業	うきは市	福祉サービスの振興を目的とした事業		
		社会福祉協議会運営費補助事業	うきは市			
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	保健衛生一般管理事業	うきは市	地域医療の充実に資する事業		
		予防接種事業	うきは市	感染防止対策に資する事業		
		健康増進事業	うきは市	健康増進に資する事業		
		食育対策事業	うきは市			
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	ブックスタート事業	うきは市	幼児教育の振興に資する事業		

	義務教育	情報教育推進事業	うきは市	義務教育の振興に資する事業
		スクールバス運行事業	うきは市	
	生涯学習・スポーツ	まなび舎うきは事業	うきは市	生涯学習の振興に資する事業
		その他	地域づくり活動事業	うきは市
	地域コミュニティ支援事業		任意団体	
	コミュニティセンター管理事業		うきは市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	街なみ環境整備補助事業	建物等所有者	山間部の景観対策を目的とした事業
		都市計画整備事業	うきは市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	伝統的建造物群保存地区保存修理事業	建物等所有者	伝統的建造物群保存地区の保存活用を目的とした事業
		伝統的建造物群防災施設整備事業	うきは市	
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	脱炭素先行地域づくり事業	うきは市	令和6年から実施している脱炭素化に関する事業